

令和6年能登半島経営改善サポート保証 (県改善サポ復興)

制度の特徴

令和6年能登半島地震の影響を受けた、七尾市以北(珠洲市・輪島市・能登町・穴水町・七尾市・志賀町)に事業所を有する方について、返済負担を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的とした制度です。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・七尾市以北（珠洲市・輪島市・能登町・穴水町・七尾市・志賀町）に事業所を有する ・保証制度要綱に記載しているいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保 証 限 度 額	1 億円
保 証 期 間	1 5 年以内
据 置 期 間	5 年以内
金 利	<ul style="list-style-type: none"> ・真水のみ 期間7年以下………1.20%（固定） 期間7年超10年以下…1.40%（変動） 期間10年超………1.70%（変動） ・借換含む 期間7年以下………1.85%（固定） 期間7年超10年以下…1.95%（変動） 期間10年超………2.10%（変動）
保 証 料	不要
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。